

平成30年度指定居宅介護支援事業所集団指導 (2回目)	
--------------------------------	--

平成31年3月27日(水) 午後3時30分～	資料3
---------------------------	-----

交通事故等（第三者行為）によるサービスの 利用について

南部町 健康福祉課

1. 交通事故等（第三者行為）によるサービスの利用について

※詳細は、チラシ「必ず第三者行為の届け出をお願いします」をご覧ください。

平成 28 年 4 月 1 日から、介護保険の第 1 号被保険者が、交通事故等の第三者行為が原因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が義務化されました。

第三者行為求償とは

- 交通事故等の第三者行為が原因で要介護状態になったり、要介護度が重度化して、介護給付が必要となった被害者（被保険者）が介護サービスを利用した場合、その費用は加害者である第三者が負担すべきと考えられる。
- 介護保険では、介護保険法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第三者の行為が原因により行った介護給付額を限度として、保険者（南部町）は、被保険者が第三者（加害者）に対して有する損害賠償の請求権を取得するとされている。
- このように、第三者が起こした行為が原因で、保管者が受けた損害を補てんするための求償行為 を「第三者行為による求償」という。

第三者行為求償事案の発見に協力を

- 保険者（南部町）が第三者行為（交通事故等）により介護サービスを利用したか把握するためにも、被保険者からの届出を促すことが重要です。
- つきましては、事業所を利用中の方で第三者行為が原因で介護サービスを利用するようになった方や状態が悪化した方について、届出を促していただきますようご協力をお願いします。

該当者がいる場合は、健康福祉課介護保険班に連絡・相談を

- 第三者行為による求償事務は、被保険者が関係書類を保険者（南部町）に提出することによりはじまります。
- 該当者がいる場合は、健康福祉課介護保険班に連絡・相談をお願いします。
- 南部町へ提出された種類に基づき、第三者側（加害者・損害保険会社等）と南部町から委託された青森県国民健康保険団体連合会が損害賠償の交渉を行います。